

訴 状

函館地方裁判所 御中

2021年4月28日

原告ら訴訟代理人弁護士 谷 次 郎

〒048-0000

北海道寿都郡寿都町

原 告 神 貢 一

〒048-0000

北海道寿都郡寿都町

原 告 槌 谷 和 幸

〒530-0047

大阪市北区西天満1丁目9番13号パークビル中之島501号

冠木克彦法律事務所（送達場所）

TEL 06-6315-1517

FAX 06-6315-7266

原告ら訴訟代理人弁護士 谷 次 郎

〒048-0406

北海道寿都郡寿都町渡島町140-1

被 告 寿 都 町

処 分 行 政 庁 寿 都 町 議 会

被告代表者議会議長 小 西 正 尚

処分取消等請求事件

訴訟物の価額 金 3 2 0 万円（原告それぞれについて算定不能）

貼用印紙額 金 2 万 1 0 0 0 円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告の処分行政庁寿都町議会が令和 2 年 1 0 月 6 日に原告神貢一に対してした、原告神貢一の令和 2 年 9 月 2 3 日付公文書開示請求に対する公文書非開示決定を取り消す。
- 2 寿都町議会は、原告神貢一に対して、別紙文書目録 1 記載の文書を開示せよ。
- 3 被告の処分行政庁寿都町議会が令和 2 年 1 1 月 2 4 日に原告槌谷和幸に対してした、原告槌谷和幸の令和 2 年 1 1 月 1 2 日付公文書開示請求に対する公文書非開示決定を取り消す。
- 4 寿都町議会は、原告槌谷和幸に対して、別紙文書目録 2 記載の文書を開示せよ。
- 5 訴訟費用は被告の負担とする。

請 求 の 原 因

第 1 本件の概要

本件は、被告の寿都町情報公開条例に基づいて、原告らがそれぞれ被告の設置する議会の全員協議会にかかる資料等の開示を求めたところ、被告議会がそれぞれ公文書非開示決定を行い、原告らがそれぞれ行った審査請求も棄却されたので、被告議会に対して原告らが開示を求めた公文書の開示を求めて出訴するものである。

第2 当事者等

1 被告

被告は、普通地方公共団体たる町である（地方自治法（以下「地自法」という）1条の3第2項）。

2 被告議会

被告議会は、被告が地自法89条に基づいて設置した議会である。

3 原告ら

原告神貢一（以下「原告神」という）、槌谷和幸（以下「原告槌谷」という）は、それぞれ被告の住民である（甲1・甲2 住民票）。

第3 関連する条例等の定め

1 寿都町情報公開条例（以下「情報公開条例」という）（甲3）

被告は、2005年（平成17年）に情報公開条例を制定している。

情報公開条例は、「町政に対する町民の知る権利を保障し、公文書の開示を請求する権利その他情報公開の推進に関し必要な事項を定めることにより、町の諸活動を町民に説明する責任を全うし、もって町民参加による開かれた公正な町政の推進に資すること」を目的としている（1条）。

情報公開の対象になっている「公文書」とは、実施機関（町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう）が作成し、又は取得し、かつ管理している文書、図画、写真、フィルム及び電子計算機による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類するものをいう（2条2項）。

そして、①町内に住所を有する者、②町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、③町内に存する事務所又は事業所に勤務する者、④その他、

実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するものが、公文書の公開を請求することが出来る（6条）。前記の通り、原告らはそれぞれ被告の住民であり、情報公開条例に基づく公文書開示請求権を有している。

実施機関は、公文書開示請求があったときは、当該請求に係る公文書は、原則として開示しなければならない（7条）、開示しないことが許されるのは、条例8条、9条の規定に該当する場合に限られている。

2 寿都町議会会議規則（以下「会議規則」という）（甲4）

被告議会は、地自法120条に基づき会議規則を制定しており、会議規則には、地自法100条12項の「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」として全員協議会を設置することについての定めがある（会議規則126条）。

第4 事実経過

1 高レベル放射性廃棄物最終処分場選定にかかる文献調査への応募に関する報道

(1) 2020年8月13日、北海道新聞が、被告の片岡春雄町長（以下「片岡町長」という）が、高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定の第1段階となる文献調査への応募を検討しているということを報道した（甲5）。

この報道は、寿都町民をはじめ、寿都に関係する多くの人を驚かせ、怒りや困惑が広がった。原告らをはじめ、文献調査への応募に反対する町民が署名活動を開始するなど、町を二分する被告の町政最大の問題となった。

(2) 同年9月18日、日本放送協会（NHK）が、被告議会の全員協議会の同年2月から8月までの3回分の議事録を入手したとして、その内容を報道した（甲6）。

同報道によると、同年2月17日の全員協議会では、片岡町長が、経済産業省の担当者と最終処分場の調査の勉強会を行いたいとしたうえで「決して

最終処分場を受けるということではない」「ここは将来的な財源確保のためにうまく活用することが寿都の幸せにつながるのではないかと思う」と述べ、文献調査に応募して交付金を得るべきだという考えを示したとされている。また、同年8月7日の全員協議会で、片岡町長が「寿都町の方針として、どうあるべきかというのも、盆明け、なるべく早い時期に計画したい」「できれば出さないと。よそに先手を打たれたら、もう一番はとれない」と述べ、当初は8月中にも調査への応募を決める方針だったということも報道された。また、片岡町長は「町民に伺いを立てて勉強会をするっていったらかえって面倒な話になるので、ここは町を動かしている行政、議会、産業団体、その要職にある人が皆で総意でそうしよう」と述べていて、住民に説明する前に町の主要なメンバーだけで応募を決めようとしていた意向がうかがえる、ということであった。

2 原告神による公文書開示請求

- (1) 原告神は、前記1(2)のNHKの報道を受けて、被告議会の全員協議会の議事録を確認する必要があると考え、同年9月23日、情報公開条例に定める実施機関としての被告議会に対して、「令和2年2月から8月に行われた寿都町議会の全員協議会の配付資料、議事録、録音資料の全て」を対象として、情報公開条例6条に基づき公文書開示請求を行った（以下「本件第1請求」という。甲7）。
- (2) 被告議会は、同年10月6日、原告神の本件第1請求に対して、公文書非開示決定をした（甲7）。その理由は、「全員協議会には地方自治法上の会議公開の原則が適用されず、本議会においては非公開として取り決めされている」ため、本件第1請求にかかる公文書が情報公開条例8条2号に該当する開示してはならない公文書であるというものであった。
- (3) 原告神は、本件第1請求に対する被告議会の公文書非開示決定に不服があるとして、同年10月7日、実施機関である被告議会に対して審査請求を申

し立てた。

(4) 被告議会は、原告神による審査請求に対して、被告情報公開審査会に諮問を行い（甲 8 情報公開審査会議事録）、その結果に基づいて、同年 1 1 月 1 8 日、原告神の審査請求を棄却した（甲 9）。

3 原告槌谷による公文書開示請求

(1) 原告槌谷は、被告議会の全員協議会の議事録を確認する必要があると考え、前記 2 の原告神による公文書開示請求や情報公開審査会の議事内容を踏まえ、2020 年 1 1 月 1 2 日、情報公開条例に定める実施機関としての被告議会に対して、「①平成 3 1 年 1 月から令和 2 年 1 1 月に行われた寿都町議会の全員協議会の配付資料、議事録、録音資料の全て、②寿都町議会の全員協議会の議事録が非公開だという「取り決め」の存在・内容がわかる文書」を対象として、情報公開条例 6 条に基づき公文書開示請求を行った（以下「本件第 2 請求」という。甲 1 0）。

(2) 被告議会は、同年 1 1 月 2 4 日、原告槌谷の本件第 2 請求に対して、公文書非開示決定をした（甲 1 0）。その理由は、原告神に対する公文書非開示決定と同様、「全員協議会には地方自治法上の会議公開の原則が適用されず、本議会においては非公開として取り決めされている」ため、本件第 2 請求にかかる公文書が情報公開条例 8 条 2 号に該当する開示してはならない公文書であるというものであった。

(3) 原告槌谷は、本件第 2 請求に対する被告議会の公文書非開示決定に不服があるとして、2021 年 1 月 6 日、実施機関である被告議会に対して審査請求を申し立てた。

(4) 被告議会は、原告槌谷による審査請求に対して、被告情報公開審査会に諮問を行い（甲 1 1 情報公開審査会議事録）、その結果に基づいて、同年 3 月 8 日、原告槌谷の審査請求を棄却した（甲 1 2）。

第5 本件第1請求、第2請求にかかる被告議会の各公文書非開示決定が違法であり、前記各請求にかかる公文書がすべて開示されるべきであること

1 条例が町民の知る権利の保障を目的としていること

前記の通り、情報公開条例1条は、条例の目的として、「町政に対する町民の知る権利を保障し、公文書の開示を請求する権利その他情報公開の推進に関し必要な事項を定めることにより、町の諸活動を町民に説明する責任を全うし、もって町民参加による開かれた公正な町政の推進に資すること」を掲げている。

知る権利は、憲法21条が保障する表現の自由の前提として、国家・公共団体への情報の独占に対して国家・公共団体への情報開示を求める権利として理解される。そして、情報公開条例は、被告の町政に関して、町民の知る権利を具体的に保障するために制定されたものである。

2 情報公開条例が公文書を原則開示としていること

そして、情報公開条例7条は、情報公開請求があったときは、当該請求にかかる公文書を「原則として開示しなければならない」と規定しており、原則は開示であり、非開示とできるのは条例8条、9条各号所定の事由が存在する場合に限られるとしている。このことは、情報公開条例が町民の知る権利の保障のためのものであり、町民は、町政に関する情報については原則としてその開示を求め、情報にアクセスできる権利があることを踏まえたものになっている。

3 本件各非開示決定の理由

(1) 実施機関である被告議会は、本件第1請求、第2請求のいずれについても、原告らの公開請求に係る文書類（以下「本件各公文書」という）を非開示とした理由として、「全員協議会には地方自治法上の会議公開の原則が適用されず、本議会においては非公開として取り決めされている」ため、条例8条2号に該当し、本件各公文書が開示してはならない公文書であるとしている。

情報公開条例8条2号は、「法令等の規定により開示することができないと

明文で規定され、又は当該法令等の解釈上その旨が明らかである情報」を開示できない公文書の一つとして挙げている。

(2) 本件各公文書は情報公開条例 8 条 2 号に該当しないこと

ア 前述の通り、被告議会の全員協議会は、地自法 100 条 12 項の「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」として設置されている（会議規則 126 条）。

まず、被告議会の全員協議会の配付資料、議事録、録音資料が、情報公開条例 8 条 2 号前段の「法令等の規定により開示することができないと明文で規定され（ている情報）」に該当するかについて検討する。

(ア) この点、地自法上も、会議規則上も、全員協議会の配付資料、議事録、録音資料が開示できないとする明文の規定は見いだせない。

また、本件第 2 請求では、原告槌谷は「寿都町議会の全員協議会の議事録が非公開だという「取り決め」の存在・内容がわかる文書」についても開示請求を行ったが、本件第 2 請求にかかる公文書非開示決定は、その「取り決め」すら開示しないというものである。被告議会においては、全員協議会の議事録を非公開とするという法令等の明文規定がそもそも存在していることを示すことができず、条例の定める公文書原則開示の例外に当たることについて何ら論証出来ていない。

なお、原告槌谷は、別途、これまでの被告議会における全員協議会議事録等の情報公開請求の状況を確認したいと考え、2020 年 12 月 4 日、被告議会に対して「令和元年度に議会が実施機関として行った公文書開示決定にかかる公文書開示決定通知書のすべて（ただし、寿都町情報公開条例 8 条 1 号に定める個人情報に該当する部分は除く）」を対象として、情報公開条例 6 条に基づき公文書開示請求を行ったところ、同年 12 月 16 日付で公文書開示決定を受けた

(甲13の1)。そして、被告議会は、2019年12月9日、「令和元年11月20日開催の全員協議会要点記録」について公文書開示決定を行っていたことが判明した(甲13の2)。このことからすると、そもそも、全員協議会の議事録を非公開とするという「取り決め」が存在していること自体が疑わしいものである。また、寿都町内において高レベル放射性廃棄物処分場にかかる調査に反対している「子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会」(原告らも会員である)が、2020年12月24日、被告議会の議員である沢村國明氏ら4議員に対して、被告議会において全員協議会やその議事録を非公開とする「取り決め」があるのかについて問い合わせを行った(甲14の1～4)。これに対して、同月29日に、沢村國明氏ら被告議会議員4名の連名で、議事録非公開の取り決めはなく、2020年10月5日開催の全員協議会で、原則公開を基本としながら、区分として、12月定例会以降を公開、それ以前を非公開として、規程作成のための協議中であるという回答が出された(甲14の5)。このことも、全員協議会の議事録を非公開とするという「取り決め」の不存在を裏付けるものである。

(イ) 仮に、被告議会が主張するように、全員協議会の議事録等を非公開とする「取り決め」が明文の形で存在しているとしても、その「取り決め」が、情報公開条例8条2号前段の「法令等の規定」に該当するとは直ちには言えない。情報公開条例は、公文書について原則開示としており、非開示が認められるのは例外的な場合に限られているのだから、情報公開条例8条2号前段の「法令等」は、法律や条例に根拠を持ったものに限定されると解釈すべきである。そう解釈しないと、実施機関において根拠不明なルールを乱発して例外である非開示の範囲をほしいままに拡張することを許すことになり、

不当だからである。

なお、福井地方裁判所2019年（令和元年）6月12日判決（同裁判所平成30年（行ウ）第3号、同第6号事件。LLI/DB判例番号L07450673）は、「法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、開示することができないと認められる情報」について公文書非開示を認める越前市情報公開条例の規定に関して、越前市議会が公文書非開示の根拠にした越前市議会会議規則が「法令等」に当たらないと判示し、越前市議会の公文書非開示決定を取り消した。

イ 次に、被告議会は「取り決め」の存在を理由としているので、条例8条2号後段の「当該法令等の解釈上その旨（引用注：開示することができない旨）が明らかである情報」に該当するという立場には立っていないものと理解されるが、念のため付言すると、地自法100条12項の解釈としても、寿都町議会会議規則126条の解釈としても、全員協議会の配付資料、議事録、録音資料が開示できないものであるとの解釈が明らかとは言えない。

全国市議会議長会 都市行政問題研究会の「情報公開と市議会に関する調査研究報告書」（2000年2月）でも、全員協議会を公開とすることが望ましい場合があること、全員協議会については、議会の活動として、記録もとることが望ましいこと、その記録については、可能な限り公開を行うことが望ましいことを指摘している（甲15）。

他の自治体に目を転じると、例えば、北海道新聞の調査によると、北海道内179市町村の議会のうち、議員（全員）協議会の議事録について、ネットや紙媒体で閲覧可が31議会、情報公開請求で閲覧可が96議会、公開なしが45議会（7議会は議員協議会の設置なし）で、何らかの形で全員協議会の議事録を公開しているのが多数派である（甲16）。

原告代理人の簡単な調査（グーグル検索で「議会 全員協議会 議事録」というキーワードで検索した結果）によっても、岩手県奥州市、大船渡市、東京都杉並区、中央区、埼玉県和光市、栃木県矢板市、石川県加賀市、新潟県新潟市、神奈川県大磯町、藤沢市、川崎市、横浜市、茅ヶ崎市、愛知県犬山市、豊田市、半田市、長野県東御市、南箕輪村、京都府京丹後市、大阪府枚方市など、多くの市町村議会が全員協議会の議事録や議事要旨を公開していることが確認できる（甲17）。

ウ 以上より、本件各公文書は条例8条2号のいずれの要件に該当しないのであり、原則に立ち返って開示しなければならない。

(3) 本件各公文書は情報公開条例9条3号にも該当しないこと

ア 本件第1請求にかかる情報公開審査会（2020年11月10日開催）では、事務局の阿部課長から、情報公開条例9条3号を併せて援用するというような議論も出されていた（前記甲8。ただし、公文書非開示決定にも審査請求裁決書にもそのことは出てきていない）。今後、被告の側からそのような主張が出される可能性があるので、念のため、本件各公文書が情報公開条例9条3号にも該当しないことを主張しておく。

イ 情報公開条例9条3号は、「開示しないことができる情報」の一つとして、

「開示することにより、町政の公平又は円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある次に掲げる情報

ア 町の内部機関、機関相互における審議、検討又は調査等に関する情報であつて、開示することにより当該審議、検討又は調査に著しい支障があるもの

イ 試験、検査、取締り、争訟、入札、用地買収その他町の行う事務事業に関する情報であつて、当該事業の性質上、開示することにより当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業の円滑な実施

に著しい支障があるもの

ウ 町と国等との間における照会、検討、協議等に関する情報であつて、開示することにより、その協力関係に著しい支障があるもの」を挙げている。

本件各公文書は、情報公開条例 9 条 3 号イ、ウには該当しないことが明白であり、事務局の阿部課長は、同号アへの該当性を問題にしているものと理解出来る。

ウ ここで、全員協議会は、実施機関である議会の内部機関であるといえるので、その議事内容は「内部機関・・・における審議」ということができる。しかし、そのことが、「町政の公平又は円滑な執行に著しい支障」が生ずる内容であるか否かは、全員協議会の議事録だからということで一律に決められるものではなく、個別具体的な議論の内容によってしか決められないはずである。

NHKによる報道の範囲では、本件各公文書に含まれる 2020 年 2 月 17 日の全員協議会では、片岡町長が「決して最終処分場を受けるということではない」「ここは将来的な財源確保のためにうまく活用することが寿都の幸せにつながるのではないかと思う」と述べたとされており、また、同年 8 月 7 日の全員協議会では、片岡町長が「寿都町の方針として、どうあるべきかというのも、盆明け、なるべく早い時期に計画したい」「できれば出さない。よそに先手を打たれたら、もう一番はとれない」「町民に伺いを立てて勉強会をするっていったらかえって面倒な話になるので、ここは町を動かしている行政、議会、産業団体、その要職にある人が皆で総意でそうしよう」などと述べていたとされている。

このような議論が公開されることによって、「町政の公平又は円滑な執行に著しい支障」が生ずる、あるいは「審議、検討又は調査に著しい支障」が生ずるというのでは、「町政の・・・円滑な執行」というものが、

町の将来にとって極めて重要な課題であるはずの高レベル放射性廃棄物の最終処分場に関する調査への応募という問題を、秘密裏に進めることが「円滑」な町政であるかのような事になりかねず、「町民参加による開かれた公正な町政」という情報公開条例の目的と真っ向から反することになり、このような解釈が取り得ないのは明らかである。

4 原子力における「公開」原則からも、本件各文書を開示すべきであること

原告らが被告議会の全員協議会に関する公文書の開示を求めるのは、今、寿都町を大きく揺るがしている高レベル放射性廃棄物の最終処分場に関する文献調査への応募の問題がきっかけである。

「原子力基本法」の第2条には、「原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」とある。これは「原子力3原則」と呼ばれ、日本の原子力研究・開発・利用においては、民主・自主・公開の3つを守らなくてはならないという規定である。

被告議会の全員協議会が、仮に非公開と取り決めていたとしても、そこで議論されている内容が原子力に関わるときには「原子力3原則」に従わなくてはならない。

2019年1月から2020年11月に行われた全員協議会においては、原子力政策のひとつである高レベル放射性廃棄物最終処分場に関わる議論が行われていたことはすでに明らかになっている。本件各公文書に含まれる全員協議会の議事録の一部については、NHKの報道でその内容がある程度明らかにされており、何らかのルートで議事録が外部に公開されていることは明らかである。被告議会は、全員協議会の議事録については非公開とする「取り決め」が存在するというが、もしそうだとすれば、なぜNHKが入手するに至ったのか、被告議会は町民に対して説明すべきであるし、NHKの記者は知ることができても町民が知ることができないという道理はない。町民としては、NHKによる報道内容の真偽を

確認するためにも、実際の議事録等の公開を受けて検証することが、知る権利との関係でも重要である。

被告議会としては、「原子力3原則」のひとつである「公開」原則を守り、全員協議会の議事録等を開示しなくてはならない。

第5 原告らは何故本件訴訟を提起したのか

2020年8月13日の北海道新聞の報道は、原告らをはじめ多くの寿都町民に衝撃を与えた。

そして、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の立地という、まさに寿都町の将来を決するような大きな問題については、一部の町民だけで決めるのではなく、町民の意見を広く聞いて、どのように対応するべきかを決めていくのが民主主義の観点からはあるべき方向性であると考えられる。

そのような観点から、原告らも所属する「町民の会」は、住民投票条例制定の直接請求を行うなど、民主的なプロセスを踏んだ手続きを求めてきた。

しかし、現在の寿都町議会は、議会における意思決定について、本会議前に全員協議会の場で討議され、本会議では全員協議会の討議内容について詳しい説明もなく採決されているのが実情である。そして、政策決定過程において重要な役割を担っている全員協議会の論議が、議事録も公開されないで密室での協議になるのであれば、町政のあり方として不透明極まりないことになる。

先述のように、2019年の段階では、議会全員協議会の議事要旨は情報公開請求があれば公開されていた。高レベル放射性廃棄物最終処分場に関する文献調査への応募検討が発覚してから、議会全員協議会での片岡町長の発言として報道されている「町民に伺いを立てて勉強会をするっていったらかえって面倒な話になる」という言葉に端的に表れているように、むしろ、町政にとっての最重要課題というべき高レベル放射性廃棄物の最終処分場に関する調査について、密室で決定しようと

いう方向に進んでいる。民主主義の観点からは実にゆゆしき状況である。

寿都町情報公開条例は、町政に対する町民の知る権利を保障することを目的としている。言うまでもなく、知る権利は民主主義政治の根幹を支える表現の自由を情報へのアクセス権という観点から支えるものであり、寿都町政における民主主義の保障という意味からも情報公開は重要である。

残念なことに、町長も、議会の多数派も、高レベル放射性廃棄物の最終処分場に関する調査について、民主的なプロセスを進めることに消極的、あるいは否定的な立場を取っているようである。そして、本件で問題となっている議会全員協議会の議事録の非開示は、高レベル放射性廃棄物最終処分場に関する調査の問題によって、寿都町における不透明で非民主的な密室政治の問題を浮き彫りにしたといえる。

町民の間には、あるいは、一介の町民が寿都町の政を司っている役場を相手に、裁判に訴えることに疑問や不信を持たれる人もおられるかもしれない。また、原告らが、片岡町長や議員らの発言をほじくり出して攻撃材料を集めようとしているのではないかと思っている人も町民の中にはおられるかもしれない。しかし、原告らはそのようなことを考えているのではない。そもそも、議会の役割は役場や町長と共に「仲良しクラブ」を作ることではない。地方自治は首長と議会の二元代表制であり、議会は、町長から提案される施策やそれに伴う予算が町民にとって良いことなのか、間違いはないのか、別の考えはないのかを町民の代表として論じ合い、その結果を町政に反映させるのが役割である。

ことに、高レベル放射性廃棄物最終処分場に関する調査への対応は、町政にとってこの上なく重要な問題である。原告らとしては、町長が、町民の意思を無視して、町長の独断で肌感覚で文献調査に応募したことは納得がいかないし、全員協議会での議論内容が開示されず、いわば隠し事を許したまま町政が運営されるのではいけないと考える。町政は町民の見える場で共に話し合い進めて行くべきものである。

被告議会においては、遅ればせながら、議員全員協議会の会則を作ることが提案されており、議事録については公開する方針になったとのことであり、そのことは

喜ばしいことである。しかしながら、原告らは、町民として、別の逃げ道を作るようなことがないようにしっかり監視していくものである。

原告らは、寿都町政の密室性を打破し、寿都町政がより民主的なプロセスで進められるきっかけになればと考えて、各公文書開示請求を行っている。全員協議会の議事録の公開は、寿都町政に透明性を確保するための第一歩であると考えている。

第6 結論

以上より、原告らによる本件第1請求、第2請求に対して被告議会がした公文書非開示決定は違法であり、それぞれ取り消されなければならない、そのことを踏まえて、情報公開条例の原則通り、原告らそれぞれが開示請求した本件各公文書が開示されなければならない。

よって、原告らは請求の趣旨記載の判決を求める。

以上

証 拠 方 法

本日付け証拠説明書の通り。

附 属 書 類

訴状副本	1通
証拠説明書	2通
甲号証の写し	各1通
委任状	2通

(別紙)

文 書 目 録 1

令和2年2月から8月に行われた寿都町議会の全員協議会の配付資料、議事録、録音資料の全て

文 書 目 録 2

- 1 平成31年1月から令和2年11月に行われた寿都町議会の全員協議会の配付資料、議事録、録音資料の全て
- 2 寿都町議会の全員協議会の議事録が非公開だという「取り決め」の存在・内容がわかる文書